

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 交付規程

平成29年6月6日 第2906061号  
一般社団法人低炭素社会創出促進協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)交付要綱(平成29年3月24日付け環水大自発第1703241号。以下「交付要綱」という。)及び再エネ等を活用した水素社会推進事業実施要領(平成29年3月24日付け環水大自発第1703242号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第4の(2)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による

中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に再エネ等を活用した水素社会推進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限

内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

#### (補助事業の遂行の命令等)

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### (実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 貸与等の場合は、その貸与料の算定にあたり、交付する補助金に相当する額が貸与料算定基準から控除されていること。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の2の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（事業報告書の提出）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度末において二酸化炭素排出削減効果に関する報告書を様式第15により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、燃料電池自動車の普及目標及びそれに対する現状評価に関する報告書を様式第16により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。

3 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、バイオマスを燃焼することで発電した電力により、水素製造に要する電力の全量相当分を賄うとした補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省

令第15号)で定める期間を経過する年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電状況等に関する報告書を様式第17により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、前3項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(財産の処分における留意事項)

第17条 補助事業により取得した財産を処分する場合には、第8条に規定する制限を受けるほか、明示された表示を削除しなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助事業対象経費	3. 基準額	4. 交付額の算定方法
1 地域再エネ水素ステーション導入事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第4第1欄の区分に応じた同表第2欄における補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が同表第3欄の金額を超える場合は、当該金額とする。</p>
2 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業	燃料電池フォークリフトを導入するために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額と一般的なエンジン車との差額に、別表第4第1欄の区分に応じた同表第2欄における補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、一型式毎に算出された額が1台あたり500万円を超える場合は、500万円とする。</p>

別表第2

1. 区分	2. 費目	3. 細分	4. 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>次の費用をいう。            ①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)            ②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))            ③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)            ④委託料、負担金(事業を行うために必要な業務委託等に要する経費)</p> <p>次の費用をいう。            ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用            ②準備、後片付け整地等に要する費用            ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用            ④技術管理に要する費用            ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>



		<p>一般管理費</p>	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="507 712 1366 945"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 712 584 770">号</th> <th data-bbox="588 712 1230 770">区 分</th> <th data-bbox="1235 712 1366 770">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 777 584 835">1</td> <td data-bbox="588 777 1230 835">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1235 777 1366 835">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 842 584 900">2</td> <td data-bbox="588 842 1230 900">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1235 842 1366 900">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 907 584 945">3</td> <td data-bbox="588 907 1230 945">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1235 907 1366 945">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1. 区分	2. 費目	3. 細目	4. 細分	5. 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費		
		備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1. 導入設備区分	2. 補助率	3. 補助上限額
1 水素製造能力が1日あたり30立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	1. 2億円
2 水素製造能力が1日あたり30立方メートル以上100立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	2. 0億円
3 水素製造能力が1日あたり100立方メートル以上である再エネ水素ステーション	1/2	2. 5億円
4 燃料電池フォークリフト	1/2	500万円/台

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

(1) 地域再エネ水素ステーション導入事業

再エネ水素ステーションを導入する事業（水素ステーション一式及びその設置費用）を交付の対象とし、水素ステーションの新設のほか、既設の設備を移設、増設、改造する場合にも交付の対象とする。

ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギーシステムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、再生可能エネルギーシステムを交付の対象としない。

補助事業は原則、以下の要件を全て満たすものであることとする。

- 一 製造した水素をその場で燃料電池自動車に供給するものであること。
- 二 実施要領第3（1）アに該当する自動車への水素の充填については、圧縮水素充填技術基準 JPEC-S0003（SAE-J2601）に準拠していること。ただし、当該基準に準拠していない場合には、水素ステーションの供給者、設置者及び運営者並びに自動車会社の間で協議して合意が得られていること。
- 三 導入箇所については、近隣に商用の水素ステーションがあること、商用の水素ステーションの建設計画若しくは構想があること又は当該地区において水素エネルギー活用のビジョンがあること等、再エネ水素ステーションを導入することで燃料電池自動車の普及に相当程度資する可能性がある地域であること。
- 四 燃料電池自動車を複数台導入し、そのカーシェアリング、貸出等を行う計画を立てることにより、当該自動車を活用することで、近隣の企業、団体、住民等の燃料電池自動車に対する認知度向上を図ること。

(2) 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフトの導入

2 補助金の交付を申請できる者

補助金の交付を申請できる者は、地方公共団体、民間団体及びその他の法人とする。

なお、民間団体及びその他の法人とは次に掲げるものとする。

- (1) 民間企業（1（1）事業にあつてはリース事業者を、1（2）事業にあつてはリース・レンタル事業者をそれぞれ含む。）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 法律により直接設立された法人
- (5) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。ま

た、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量等を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

## 交付規程様式等

### 様式第1 交付申請書 (第5条関係)

別紙1の1 実施計画書 (別表第1第1欄第1項用)

別紙1の2 実施計画書 (別表第1第1欄第2項用)

別紙2の1 経費内訳 (別表第4第1欄第1項及び第2項用)

別紙2の2 経費内訳 (別表第4第1欄第3項用)

別紙2の3 経費内訳 (別表第4第1欄第4項用)

### 様式第2 変更交付申請書 (第6条関係)

### 様式第3 交付決定通知書 (第7条関係)

### 様式第4 変更交付決定通知書 (第7条関係)

### 様式第5 計画変更承認申請書 (第8条関係)

### 様式第6 中止(廃止)承認申請書 (第8条関係)

### 様式第7 遅延報告書 (第8条関係)

### 様式第8 遂行状況報告書 (第8条関係)

### 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第8条関係)

### 様式第10 取得財産等管理台帳 (第8条関係)

### 様式第11 完了実績報告書 (第11条関係)

別紙1の1 実施報告書 (別表第1第1欄第1項用)

別紙1の2 実施報告書 (別表第1第1欄第2項用)

別紙2の1 経費所要額精算調書 (別表第4第1欄第1項及び第2項用)

別紙2の2 経費所要額精算調書 (別表第4第1欄第3項用)

別紙2の3 経費所要額精算調書 (別表第4第1欄第4項用)

### 様式第12 年度終了実績報告書 (第11条関係)

### 様式第13 交付額確定通知書 (第12条関係)

### 様式第14 精算(概算)払請求書 (第13条関係)

### 様式第15 二酸化炭素排出削減効果に関する報告書 (第15条関係)

### 様式第16 燃料電池自動車の普及目標及びそれに対する現状評価に関する報告書 (第15条関係)

### 様式第17 バイオマス発電状況等に関する報告書 (第15条関係)

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日  
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料



- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。
  - 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の該当する事業名を記入すること。
  - 4 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
  - 5 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙1の1 (別表第1第1欄第1項用)

地域再エネ水素ステーション導入事業実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)			
事業実施の代表者	氏 名		
	役 職		
	所 在 地		
	電話/FAX		
	E-mailアドレス		
事業実施の担当者	氏 名		
	所 属 部 署		
	役 職		
	所 在 地		
	電話/FAX		
E-mailアドレス			
	氏 名		
	所 属 部 署		
	役 職		
	所 在 地		
電話/FAX			
	E-mailアドレス		
	共同実施者① 団体名		
	事業実施 の責任者	氏 名	
		所 属 部 署	
役 職			
所 在 地			
電話/FAX			
E-mailアドレス			
共同実施者② 団体名			
事業実施 の責任者	氏 名		
	所 属 部 署		
	役 職		
	所 在 地		
	電話/FAX		
	E-mailアドレス		

<p>導入設備</p>	<p>※ 事業により導入する設備について、水素製造能力・規模・構造等を記載し、必要に応じて図面等を添付すること。また、水素製造に係る電力を再エネ由来の電力で賄うことの計画について詳細に説明すること。</p>
<p>事業計画及び 実施内容</p>	<p><b>【導入箇所及び地域における燃料電池自動車の普及の可能性】</b>      ※ 導入予定箇所の所在地及び施設名等並びに他の水素ステーション（計画中のものを含む。）からの最短走行距離を記載し、必要に応じて図面等を添付すること。また、新たに設置する水素ステーションにより、地域における燃料電池自動車の普及にどれほど効果があるか記載すること。</p> <p><b>【燃料電池自動車の活用方法】</b>      ※ 燃料電池自動車の導入予定台数、調達方法、年間予定走行距離及び活用方法（普及啓発方法含む。）について簡潔に記載すること。</p> <p><b>【地域における普及拡大のビジョン】</b>      ※ 燃料電池自動車及び水素ステーションについて、地域における現状及び将来の普及拡大のビジョンを簡潔に記載すること。なお、燃料電池自動車については普及目標台数を記載すること。</p>

<p>二酸化炭素排出抑制効果</p>	<p>※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2排出量を推計する。これに基づき、事業実施後3年間におけるCO2削減量の見込み量を記載すること。</p> <p>※2 事業実施後3年間にわたって、毎年度末にCO2削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記載すること。</p> <p><b>【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減効果の算定は、具体的に検証可能な数値に基づくものとする。</li> <li>・申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。</li> <li>・具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。</li> <li>・CO2排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="472 842 1391 1081"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>kgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス (LNG)</td> <td>kgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	kgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00	液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	kgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70														
<p>事業の実施体制</p>	<p><b>【事業の実施体制】</b></p> <p>※ 補助事業の体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記載すること。</p> <p><b>【設備の維持管理体制】</b></p> <p>※ 導入する設備を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記載すること。</p>															
<p>資金計画</p>	<p>※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。</p>															

事業実施のスケジュール	※ 事業のスケジュールを記載すること。(必要に応じて図表等を添付すること。)
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。

- 注1 本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。
- 2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。
  - 3 記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

別紙1の2 (別表第1第1欄第2項用)

水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業実施計画書

1. 申請者等の概要

事業実施の事業者名					
代表事業者	事業実施の代表者				
	氏名	所属・役職		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	代表事業者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	所属・役職		備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
共同事業者	事業者名	事業実施責任者			
		氏名	役職	電話番号 FAX 番号	E-mail アドレス
事業の主たる実施場所	〒           — 都道            市区 府県            町村 事業場所： (最寄駅：                   ) (図面を添付する。)				

その他申請者に関する事項	<p><b>【算出可能な最新年度の事業者全体のエネルギー使用量】</b></p> <p>※ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、算出可能な直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、算出可能な直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。</p> <p>※ 平成28年度使用量の記入が困難な場合には平成26年度使用量を記入すること。</p> <p><b>【環境配慮への取組み】</b></p> <p>※ グリーン経営認証、ISO14001、その他これらに準ずる認証又は認定を取得している場合は、その取得状況を記入する。共同事業者についても記入すること。</p>
--------------	---

## 2. 本事業申請の目的等

<p>※ 本事業への申請の背景と経緯や補助事業者における本事業の目的と目標を簡潔に記載すること。</p>
--

## 3. 導入する燃料電池フォークリフトの仕様

通し番号	車名及び型式	総重量 [kg]	定格荷重 [kg]	導入台数 [台]
①				
②				

注 異なる複数種類の燃料電池フォークリフトを導入する場合にあっては、当該種類別に記入すること。

## 4. 補助事業に関する配分額

	補助事業に要する経費	補助基本額	補助金申請額
設備費①			
設備費②			
合計	円	円	円

注 内訳や内訳根拠書類は別紙2の3に記載するため、本項目には金額のみ記入すること。

## 5. 事業の効果

C02 削減効果の算定根拠	<p>別添のとおり</p> <p>※ 「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック&lt;補助事業申請者用&gt;C 輸送機器用（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）又はこれと同等以上の精度で算定できる方法により、事業の直接効果を算定した上で、その算定したファイルを添付すること。</p> <p>なお、ガイドブックのエクセルファイル（「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」）における「燃費」、「年間使用時間」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「従来機器の燃費の取得方法」、「導入機器の燃費、および走行距離または使用時間の設定根拠」欄に記入するとともに、その具体的資料を添付すること。</p>								
C02 削減効果	<table border="0"> <tr> <td>(1) 事業前の C02 排出量</td> <td>t-C02/年</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業後の C02 排出量</td> <td>t-C02/年</td> </tr> <tr> <td>(3) C02 削減量</td> <td>t-C02/年</td> </tr> <tr> <td>(4) C02 削減率</td> <td>%</td> </tr> </table>	(1) 事業前の C02 排出量	t-C02/年	(2) 事業後の C02 排出量	t-C02/年	(3) C02 削減量	t-C02/年	(4) C02 削減率	%
(1) 事業前の C02 排出量	t-C02/年								
(2) 事業後の C02 排出量	t-C02/年								
(3) C02 削減量	t-C02/年								
(4) C02 削減率	%								
C02 削減コスト等	<p>※ 補助対象となるフォークリフトにより削減される C02 を 1 トン削減するために必要なコストを、次の計算式を用いて算出する。</p> <p>(補助基本額ベース)</p> <p>C02 削減コスト[円/t-C02] = 補助対象経費の支出予定額[円]（別紙2の3の所要経費欄(4)の額) ÷ (年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量[t-C02/年] × 法定耐用年数[年])</p> <p>(補助額ベース)</p> <p>C02 削減コスト[円/t-C02] = 補助金所要額[円]（別紙2の3の所要経費欄(10)の額) ÷ (年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量[t-C02/年] × 法定耐用年数[年])</p> <p>※ 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合は、年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量の算出に当たり、それぞれの設備の法定耐用年数を考慮し計算すること。</p> <p>(計算式)</p> <p>(計算式)</p>								
資金回収年数	<p>※ 本事業実施のために必要な資金を回収するために要する期間を、次の計算式を用いて算出する。</p> <p>資金回収年数 = 補助対象経費にかかる自己負担額 ÷ ランニングコストの減少額</p>								

## 6. 事業実施スケジュール

(1) 補助事業の開始年月日	交付決定日
(2) フォークリフト導入予定時期	平成 年 月 日
(3) 補助事業の完了予定年月日	平成 年 月 日



## 7. 補助事業の性格

### (1) 事業の新規性・先端性

※ 本事業の新規性・先端性について記載すること。

### (2) 事業の実現性・継続性

※ 事業を実施する上での課題を整理し、その対策と実現に向けた具体的な計画を記入する。また、計画通り事業を実施するための管理体制について記載すること。

※ 事業が継続困難となる場合を想定し、その要因と対処方法について記入する。また、補助金による事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるかを記載すること。

### (3) 事業の普及・展開

※ 事業の普及・展開の見とおしについて記載すること。

## 8. 事業実施に関する事項

他の補助金との関係	※ 他の国の補助金等への応募状況等を記入すること。
許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	※ 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記載すること。
事業の実施体制	※ 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記載すること（別紙添付でも可）。

## 9. 資金計画

### (1) 資金の調達方法

### (2) 資金調達計画

補助金申請額	
自己資金	
寄付金	
その他 ( )	
合計	

※ その他に該当する場合には、( ) 内に、その内容を記入すること。

### (3) 補助対象設備・工事等の発注先

- ①補助事業者自身                      ②100%同一の資本に属するグループ企業  
③補助事業者の関係者              ④①～③以外 ( )

※ いずれかにチェック☑を付けること。

※ ④にチェックした場合には、( ) 内に、その内容を記入すること。

### (4) 燃料電池フォークリフトの導入実績及び今後の導入見込

年度	導入台数
～平成28年度 (導入実績)	
平成29年度 (補助申請台数)	
平成30年度 (導入見込)	
平成31年度 (導入見込)	

## 10. 導入予定の燃料電池フォークリフトを運用するための設備確保の確実性

※ 導入予定の車両を運用するための設備 (水素供給設備、充填設備など) の調達計画 (方法) について記載すること。

## 11. 設備の保守計画

※ 導入する設備の保守計画を記載すること。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料を添付する。

2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2の1 (別表第4第1欄第1項及び第2項用)

地域再エネ水素ステーション導入事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入額	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×3/4 ・30㎡未満 (上限 1.2億円) ・30㎡以上100㎡未満 (上限 2.0億円)	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注1 (8)において、上限額を超える場合は上限額を記載すること。

2 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

別紙2の2 (別表第4第1欄第3項用)

地域再エネ水素ステーション導入事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入額	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2 ・100㎡以上 (上限 2.5億円)	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注1 (8)において、上限額を超える場合は上限額を記載すること。

2 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

別紙2の3 (別表第4第1欄第4項用)

水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入額	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額1 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7)選定額2 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)比較対象額 一般的なエンジン 車の導入額	
	円	円	円	円	
	(9)補助基本額 (7)-(8)	(10)補助金所要額 (9)×1/2 (上限 5百万円/台)			
円	円				
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	名称

注1 補助対象車両の一般的なエンジン車両との差額が上限額を超える型式については(10)の計算において差額を上限額に置き換えて算出すること。

2 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）を下記のとおり変更したいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由

(注) 具体的に記載すること。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。
  - 3 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
  - 4 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）については、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会

代表理事 吉澤 保幸 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。  
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付要綱（平成29年3月24日環水大自発第1703241号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）実施要領（平成29年3月24日環水大自発第1703242号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。



平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）については、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会

代表理事 吉澤 保幸 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付要綱（平成29年3月24日環水大自発第1703241号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）実施要領（平成29年3月24日環水大自発第1703242号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を

行うこととする。

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。
  - 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。
  - 4 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

- 5 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、  
平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規  
程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代  
表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。
  - 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。
  - 4 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するととも  
に、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に  
記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）の遅延について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

- 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。
- 4 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）の遂行状況について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。
- 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。



番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)について、平成29年度二酸化炭素排出  
抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)交付規程第8条第十号の規定に基づ  
き下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額

金 円

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代  
表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。  
3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。  
4 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)  
 取得財産等管理台帳(平成29年度)

事業名

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。

注2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)交付規程第8条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)を完了(中止・廃止)しましたので、平  
成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)交付規程  
第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円(平成 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況  
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績  
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間  
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料  
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)  
(2) 写真(工程等が分かるもの)  
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。
- 3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。

地域再エネ水素ステーション導入事業実施報告書

事業実施の団体名 (代表事業者)		
事業実施の代表者	氏 名	
	役 職	
	所 在 地	
	電話/FAX	
	E-mailアドレス	
事業実施の担当者	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	
	所 在 地	
	電話/FAX	
経 理 責 任 者	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	
	所 在 地	
	電話/FAX	
共同実施者① 団体名	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	
	所 在 地	
	電話/FAX	
事業実施 の責任者	E-mailアドレス	
	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	
	所 在 地	
共同実施者② 団体名	電話/FAX	
	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	
	所 在 地	
事業実施 の責任者	E-mailアドレス	
	電話/FAX	
	氏 名	
	所 属 部 署	
	役 職	

導入設備	<p>※ 事業により導入した設備について、水素製造能力・規模・構造等を記載し、必要に応じて図面等を添付すること。また、水素製造に係る電力を再エネ由来の電力で賄えていることを詳細に説明すること。</p>															
事業実施内容	<p>【燃料電池自動車の活用状況】</p> <p>※ 燃料電池自動車の導入台数、走行距離及び活用状況（普及啓発状況含む。）について簡潔に記載すること。</p>															
二酸化炭素排出削減効果	<p>※1 下記留意事項を踏まえ、事業の完了時において算定した CO2 削減量を記入すること。</p> <p>※2 この CO2 削減量が第15条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。</p> <p>〔CO2削減効果の算定に当たっての留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CO2削減効果の算定は、具体的に検証可能な数値に基づくものとする。</li> <li>• 報告に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。</li> <li>• 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。</li> <li>• CO2排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="466 1632 1385 1874"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>kgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス (LNG)</td> <td>kgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	kgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00	液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	kgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス (LPG)	kgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス (LNG)	kgCO2/kg	2.70														

事業の実施体制	<p><b>【事業の実施体制】</b></p> <p>※ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書の別紙1における&lt;事業の実施体制&gt;の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。</p> <p>別紙を添付しても構わない。</p>
	<p><b>【設備の維持管理体制】</b></p> <p>※ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書の別紙1における&lt;設備の維持管理体制&gt;の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。</p> <p>別紙を添付しても構わない。</p>
資金計画	<p>※ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書の別紙1における&lt;資金計画&gt;の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。</p> <p>別紙を添付しても構わない。</p>
事業実施のスケジュール	<p>※ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書の別紙1における&lt;事業実施のスケジュール&gt;の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。</p> <p>別紙を添付しても構わない。</p>
備考	<p>※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。</p> <p>別紙を添付しても構わない。</p>

注1 本報告書に、導入した設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

2 記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

3 記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

別紙1の2 (別表第1第1欄第2項用)

水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業実施報告書

1. 報告者等の概要

事業実施の事業者名					
代表事業者	事業実施の代表者				
	氏名	所属・役職		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	代表事業者				
	氏名	所属・役職		備考	
共同事業者	事業者名	事業実施責任者			
		氏名	役職	電話番号 FAX 番号	E-mail アドレス
事業の主たる実施場所	〒           — 都道                    市区 府県                    町村 事業場所： (最寄駅：                    ) (図面を添付する。)				

2. 導入した燃料電池フォークリフトの仕様

通し番号	車名及び型式	総重量 [kg]	定格荷重 [kg]	導入台数 [台]
①				
②				



注 異なる複数種類の燃料電池フォークリフトを導入した場合にあっては、当該種類別に記入する。

### 3. 補助事業に関する配分額

	補助事業に要した経費	補助金交付決定額
設備費①		
設備費②		
合計	円	円

注 内訳や内訳根拠書類は別紙2の3に記載するため、本項目には金額のみ記載すること。

### 4. 事業の効果

C02 削減効果の算定根拠	<p>別添のとおり</p> <p>※ 「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック&lt;補助事業申請者用&gt;C 輸送機器用（平成 29 年 2 月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）又はこれと同等以上の精度で算定できる方法により、事業の直接効果を算定した上で、その算定したファイルを添付すること。</p> <p>なお、ガイドブックのエクセルファイル（「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」）における「燃費」、「年間使用時間」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「従来機器の燃費の取得方法」、「導入機器の燃費、および走行距離または使用時間の設定根拠」欄に記入するとともに、その具体的資料を添付すること。</p>
C02 削減効果	<p>事業による直接効果</p> <p>・・・C02 トン／年</p> <p>※ 事業の完了時において【C02 削減効果の算定根拠】により算定した C02 削減量を記入すること。</p> <p>この C02 削減量が第 1 5 条第 1 項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。</p>
C02 削減コスト等	<p>※ 補助対象となるフォークリフトにより削減される C02 を 1 トン削減するために必要なコストを、次の計算式を用いて算出し記入すること。</p> <p>（補助基本額ベース）</p> $\text{C02 削減コスト}[\text{円}/\text{t-C02}] = \frac{\text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] \text{ (別紙 2 の 3 の経費実績額欄 (4) の額)}}{(\text{年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量}[\text{t-C02}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])}$ <p>（補助額ベース）</p> $\text{C02 削減コスト}[\text{円}/\text{t-C02}] = \frac{\text{補助金所要額}[\text{円}] \text{ (別紙 2 の 3 の経費実績額欄 (10) の額)}}{(\text{年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量}[\text{t-C02}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])}$ <p>※ 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合は、年間のエネルギー起源 C02 の排出削減量の算出に当たり、それぞれの設備の法定耐用年数を考慮し計算すること。</p>

	(計算式) (計算式)
資金回収年数	※ 本事業実施のために必要な資金を回収するために要する期間を、次の計算式を用いて算出し記入すること。 $\text{資金回収年数} = \text{補助対象経費にかかる自己負担額} \div \text{ランニングコストの減少額}$

#### 5. 事業実施スケジュール

(1) 補助事業の開始年月日	交付決定日
(2) フォークリフト導入時期	平成 年 月 日
(3) 補助事業の完了年月日	平成 年 月 日

#### 6. 燃料電池フォークリフトの導入状況

年度	導入台数
平成29年度	

#### 7. 他の補助金との関係

※ 他の国の補助金等への応募状況等を記入すること。
---------------------------

#### 8. 事業の実施体制、資金の調達方法、事業実施に関する事項、設備の保守計画

※ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付申請書の別紙1における事業の実施体制、資金の調達方法、事業実施に関する事項、設備の保守計画の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。
---

別紙2の1 (別表第4第1欄第1項及び第2項用)

経費所要額精算調書

(地域再エネ水素ステーション導入事業)

経費実績額					
(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入額	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費実支出額	(5)基準額	
円	円	円	円	円	
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×3/4 ・30 m <sup>3</sup> 未満 (上限 1.2億円) ・30 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 未満 (上限 2.0億円)	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)	
円	円	円	円	円	
補助対象経費実支出額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計	円				
取得した財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、領収書等を添付すること。

別紙2の2 (別表第4第1欄第3項用)

経費所要額精算調書  
(地域再エネ水素ステーション導入事業)

経費実績額					
(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入額	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費実支出額	(5)基準額	
円	円	円	円	円	
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 ・100㎡以上 (上限 2.5億円)	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)	
円	円	円	円	円	
補助対象経費実支出額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計	円				
取得した財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、領収書等を添付すること。

別紙2の3 (別表第4第1欄第4項用)

経費所要額精算調書

(水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業)

経費実績額					
(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入額	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費実支出額	(5) 基準額	
円	円	円	円	円	
(6) 選定額1 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 選定額2 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 比較対象額 一般的なエンジン車の導入額	(9) 補助基本額 (7)-(8)	(10) 補助金所要額 (9)×1/2 (上限 5百万円/台)	
円	円	円	円	円	
(11) 補助金交付決定額	(12) 過不足額 (11)-(10)				
円	円				
補助対象経費実支出額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計	円				
取得した財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、領収書等を添付すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）の平成29年度における実績について、  
平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規  
程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（平成 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

- 3 補助事業の実施状況

※ 交付規程第8条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関  
する計画を含む。

- 4 補助金の経費所要額実績  
別紙のとおり

注1 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。

- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載  
を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費  (1) - (3)	(6)補助金 所要額  (2) - (4)

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程第12条第1項の規定により通知する。

記

補助事業の名称	
確 定 額 金	円

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会

代 表 理 事 吉 澤 保 幸 印

注1 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。

注2 超過交付額が生じた場合、次の通知を上記通知文に追加すること。

なお、超過交付となった金〇〇〇〇〇円については、適正化法第18条第2項の規定により平成〇〇年〇〇月〇〇日までに返還することを命ずる。



一般社団法人低炭素社会創出促進協会  
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ等を活用した水素社会推進事業) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳  
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④ = ② + ③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

3 補助事業の名称は別表第1の第1欄に記載の事業名を記入すること。

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成 年度年度二酸化炭素排出削減効果に関する報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 再エネ等を活用した水素社会推進事業の実施状況

(1) 補助事業の名称

※ 交付規程別表第1第1欄に記載の事業名を記入すること。

(2) 導入設備の稼働状況

※ 本報告の対象とする年度における状況について、具体的に記入すること。

2. 事業実施による二酸化炭素排出の削減効果について

(1) 二酸化炭素排出削減量（実績）

※ 本報告の対象とする年度において、導入設備の二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) (1) に対する評価

※ 事業実施計画書に示された削減目標に照らして評価すること。目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成 年度燃料電池自動車の普及目標及びそれに対する現状評価に関する報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 地域再エネ水素ステーション導入事業で導入した設備を活用した燃料電池自動車の普及に関する取組の実施状況

※ 本報告の対象年度における状況について、具体的に記入すること。

2. 燃料電池自動車の普及状況

(1) 普及台数目標と現在の普及台数

※ 普及台数目標及び本報告の対象年度における燃料電池自動車の普及台数を記述すること。

(2) (1) に対する評価

※ 事業実施計画書に示された目標に照らして評価すること。目標（もしくは、その時点での普及想定台数）に達しなかった場合には、その原因及び追加対策（予定でも可）を記述すること。

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成 年度バイオマス発電状況等に関する報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）について平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

	バイオマス電力量(kWh)	水素製造電力量(kWh)
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
合計		

※ 数字の根拠となるデータも併せて示すこと。

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。